

特殊車両取締りをおこないました

7月3日（木）前沢車両検測所において、岩手運輸支局と合同で特殊車両と不正改造車の取締りをおこないました。

一定基準を超える大型車両が走行する場合には、交通の危険防止と道路構造の保全のため「特殊車両通行許可」が必要となりますが、運行車両の一部に無許可や許可条件違反等が見られます。

また、不正改造車は、安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となります。

これらの不法行為の撲滅を図ることを目的とし、この日は水沢警察署のご協力のもと、25名で取締りにあたりました。

※写真の車両は違反車両ではありません。

水国だより

平成26年 7月 9日

岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所

◆取締りの結果◆

対象車両・・・8台

うち、
違反車両・・・2台
(無許可・許可条件違反)



お仕事中取締りにご協力いただきありがとうございました



不正改造がないか検査中

国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています
水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字車堂79
TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289

